

会社都合による休業中の給料は

Question 13

Q

仕事がないので、休んでいてくださいといわれました。その間の賃金はいただけるのでしょうか。

Answer 13

A

使用者の都合により休業しなければならなくなった場合は、使用者は、労働基準法 26 条の規定により、休業期間中について労働者に平均賃金の 6 割以上を休業手当として支払わなければなりません。

この場合、「休業」とは、労働者が労働契約に従い労働の用意をなし、しかも労働の意志をもっているにもかかわらず、それを拒否されたか不可能となった場合です。

民法でも、「債権者（使用者）の責（せめ）による場合は債務者（労働者）は反対給付（賃金の全額）を受ける権利を失わない（民法 536 条 2 項）」として、労働者は賃金の全額を請求する権利があるとされていますが、この規定は、当事者の合意でその適用を排除することができる任意規定ですので、労働者の保護には不十分です。

このため、労働基準法では「使用者の責による場合」について、企業の経営者として不可抗力を主張し得ないすべての場合と広く解釈し、平均賃金の 6 割以上の支払を事業主に義務付けております（第 22 条）。

従いまして、民法 536 条 2 項の規定により、休業期間中の賃金を請求することもできますが、最低でも休業手当の支給を受けるようにしてください。

